

呉市斎場次期事業アドバイザー業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年7月

呉市

1 目的

本市では、令和4年度に実施した「呉市斎場整備等事業に関する事後評価業務」及び令和5年度に実施した「呉市斎場における次期事業の事業手法検討業務」を基に、既存施設（建物・建築設備及び火葬炉設備）を改修（更新）し、事業期間（20年間）にわたって維持管理運営までを一体的に発注する施設改修型DBO方式にて、呉市斎場次期事業を計画している。

この事業者選定の実施に当たり、施設改修型DBO方式による事業の実施についての幅広い知識と高度な専門能力を有し、かつ総合評価落札方式による入札（又は公募型プロポーザル）実施のための技術支援、見積提案書の審査や、斎場に関する専門的、技術的な検証を行うことができる契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 公募概要

- (1) 業務名 呉市斎場次期事業アドバイザー業務
- (2) 業務場所 呉市焼山町字鍋土10723番地の24
- (3) 業務内容 別添の「呉市斎場次期事業アドバイザー業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間 契約から令和7年12月26日まで
- (5) 業者選定方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 提案限度額 19,400千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。
(年度割：令和6年度 15,600千円 令和7年度 3,800千円)

3 担当部署

呉市 環境部 環境政策課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1-6（呉市役所7階）

電話番号：0823-25-3298 ファクシミリ番号：0823-32-1621

メールアドレス：kansei@city.kure.lg.jp

4 参加申込者の資格等

(1) 資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (イ) 公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(エ) 市税の滞納がないこと。

(オ) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団等である者又はその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。

(カ) 参加申込書の提出期限である令和6年7月17日（水）時点で、本市の業務等入札参加資格者名簿に登録を受けている者であること。

(キ) 平成26年4月1日以降に国又は地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）による地方公共団体の組合（以下「組合」という。）を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、元請として受注した実績を有すること。

① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務

② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）

③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(ク) 参加申込者は、業務に精通した管理技術者、主担当技術者及び照査技術者を配置すること。

なお、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者については、参加申込日において、参加申込者と1年以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものとする。

また、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者は兼務しないこと。

(ケ) 管理技術者、主担当技術者及び照査技術者は、平成26年4月1日以降に国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者として行った実績を有すること。

① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務

② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）

③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(コ) 参加申込に当たっては、共同企業体（JV方式）での参加は認めない。なお、(キ)の実績を共同企業体として受注した場合の実績は、代表者であった場合に限り認める。

(2) 資格喪失要件

参加申込者が、次に掲げる（ア）から（カ）までのいずれかの要件に該当する場合は、本プロポーザルに係る全ての資格は喪失する。

(ア) 上記「(1) 資格要件」を満たさなくなった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 他の企画提案書等を提出する者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障を来す行為があった場合

(エ) 公正な審査を阻害する行為があった場合

(オ) ヒアリングに出席しなかった場合

(カ) その他本市との信頼関係を損なう行為があった場合

5 スケジュール

(1) 公告及び実施要領配布の開始	令和6年7月 3日 (水)
(2) プロポーザルに対する質問の受付期間	令和6年7月 3日 (水) から 令和6年7月 9日 (火) まで
(3) プロポーザルに対する質問の回答期限	令和6年7月12日 (金)
(4) 参加申込書の受付期間	令和6年7月 3日 (水) から 令和6年7月17日 (水) 午後5時まで
(5) 資格要件の確認結果の通知	令和6年7月24日 (水)
(6) 企画提案書の提出期間	令和6年7月29日 (月) から 令和6年8月 2日 (金) 午後5時まで
(7) 2次審査 (ヒアリング)	令和6年8月 9日 (金)
(8) 審査結果の通知・公表 (優先交渉権者の決定)	令和6年8月13日 (火)

6 本実施要領に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当部署へ送付すること。なお、標題は「呉市斎場プロポーザル質問書」とし、送付した旨を担当部署に電話で連絡すること。
- (2) 質問の受付期間
令和6年7月3日 (水) から令和6年7月9日 (火) まで
- (3) 質問及びその回答内容は、令和6年7月12日 (金) までに本市ホームページに掲載する。

7 参加申込書の提出等

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、本市ホームページにて公表、配布する。窓口、郵送による配布はしない。

(1) 提出書類

様式1-1から様式1-6までを作成して担当部署へ提出すること。なお、各様式には参加申込者の記名押印をすること。

	提出書類	必要部数
①	様式1-1 参加申込書	1部
②	市税の滞納がない旨の証明書	1部
③	様式1-2 会社概要調書	1部
④	様式1-3 配置予定技術者調書	1部
⑤	様式1-4 管理技術者調書	1部
⑥	様式1-5 主担当技術者調書	1部
⑦	様式1-6 照査技術者調書	1部

(2) 提出書類の内容

(ア) 様式1-1 (参加申込書)

(イ) 市税の滞納がない旨の証明書

証明年月日が参加申込書提出日から3か月前の日以降のものとすること。

(ウ) 様式1-2 (会社概要調書)

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、元請として受注した実績を最大5件記載するとともに、業務の実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

また、会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレットがあれば提出すること。

- ① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
- ② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）
- ③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(エ) 様式1-3, 1-4 (管理技術者の実績等)

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者として行った実績を最大5件記載するとともに、雇用関係を確認できるもの、業務実績を証明する書類（業務着手届の写し等）、資格証の写しを添付すること。

- ① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
- ② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）
- ③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(オ) 様式1-3, 1-5 (主担当技術者の実績等)

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者として行った実績を最大5件記載するとともに、雇用関係を確認できるもの、業務実績を証明する書類（業務着手届の写し等）、資格証の写しを添付すること。

- ① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
- ② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）
- ③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(カ) 様式1-3, 1-6 (照査技術者の実績等)

平成26年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体（組合を含む。）が発注した、PFI（BTO方式等）又はDBO方式における次に掲げるいずれかの業務について、管理技術者、主担当技術者及び照査技術者として行った実績を最大5件記載するとともに、雇用関係を確認できるもの、業務実績を証明する書類（業務着手届の写し等）、資格証の写しを添付すること。

- ① 火葬場の整備に関する基本構想又は基本計画策定業務
- ② 火葬場の整備に関する事業手法の検討業務（PFI等導入可能性調査を含む）

③ 火葬場の整備に関する事業者選定アドバイザー業務

(3) 参加申込書の受付等

(ア) 受付期間

令和6年7月3日(水)から令和6年7月17日(水)午後5時まで

(イ) 提出方法

担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は参加申込者とする。持参する場合は上記(ア)の受付期間の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。

8 関係書類

企画提案書の作成に当たり、参加申込者に対し、本市が所有している下記資料を貸与する。

ただし、貸与された資料は、本事業に係る業務以外で使用しない等取扱いに注意し、2次審査(ヒアリング)終了後もしくは本市が指定する期日までに返却することとする。

(1)「呉市斎場整備等事業に関する事後評価業務報告書」

(2)「呉市斎場における次期事業の事業手法検討業務報告書」

9 参加申込者の資格確認

(1) 参加申込者の資格確認

参加申込者から提出された参加申込書の確認を行い、4(1)の資格要件を全て満たす者を企画提案者とする。

(2) 資格要件の確認結果の通知

資格要件の確認結果については、令和6年7月24日(水)に参加申込者全員に書面で通知する。
なお、2次審査(ヒアリング)の時間・場所等については、当該通知に記載する。

10 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

上記9により企画提案者として通知を受けた者は、企画提案書を作成して担当部署に提出すること。

(2) 提出書類の内容

(ア) 様式2-1(企画提案書)

(イ) 任意様式(業務の実施方針)

現在の本市の状況(事後評価業務及び次期事業の事業手法検討業務報告書)を理解した上で、受注者としてどのような実施方針で本業務に臨むのか、特に重視する業務履行上の配慮事項(提案テーマに関する事項を除く。)について簡潔に記入すること。

(ウ) 任意様式(業務の実施体制)

現在の本市の状況(事後評価業務及び次期事業の事業手法検討業務報告書)を理解した上で、受注者としてどのような実施体制で本業務に臨むのか、業務実施に対する執行体制及び必要人員・配置等を記載すること。

(エ) 任意様式（提案テーマ１：要求水準等に関する提案）

呉市斎場次期事業方式（施設改修型ＤＢＯ方式）、事業期間（２０年）、改修（更新）計画（建物・建築設備及び火葬炉設備）を的確かつ円滑に進めるための特に重要な事項を示し、改修・管理運営を行う上での留意点、また、想定される課題と対処方法及び解決策について示すこと。

(オ) 任意様式（提案テーマ２：業務スケジュールに関する提案）

次期事業の管理運営期間始期は令和８年４月であるため、概算事業費の算出から実施方針の策定・特定事業の選定及び事業者の募集・選定・契約まで一連の業務及び関連業務を行わなければならないことから、事業進捗に遅れの出ないスケジュール案を示すこと。

(カ) 任意様式（提案テーマ３：概算事業費に関する提案）

令和５年度に呉市で実施した「呉市斎場における次期事業の事業手法検討業務報告書」で概算事業費を示しているが、施設の目標使用年数を６５年としたため、令和４２年度までの使用を見据えた事業費の再検討をした上で、２０年間の債務負担行為限度額の設定や起債条件等の財源計画を含めた事業費に関する精度を高める方法について提案を示すこと。

(キ) 様式（２－２）参考見積書

(３) 提出書類の作成方法等

文章の文字サイズは１０．５ポイント以上、図表の注釈は６ポイント以上とし、判読できるものとする。

提案は文章を原則とし、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現の見栄えや精度は評価に影響しない。文章の補足と認められない視覚的表現（イメージ図等に説明文がない場合等）又はその部分については評価対象とならない。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）によること。

企画提案書は様式２－１、様式２－２を除き、Ａ４・１０枚（片面）、スケジュール案はＡ３・１枚（片面）以内にまとめること。

企画提案書には、企画提案者の名称、ロゴマークなど企画提案者が判別できるものを記載しないこと。

(４) 企画提案書の提出期間

(ア) 受付期間

令和６年７月２９日（月）から令和６年８月２日（金）午後５時まで

(イ) 提出部数等

１０（２）（ア）、（キ）に記載の様式２－１、様式２－２は各１部、１０（２）（イ）から（カ）に記載の提案書は１０部を担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は企画提案者とする。持参する場合は上記（ア）の受付期間の毎日午前８時３０分から午後５時までとする。

１１ 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の決定

(ア) 提出された企画提案書及びヒアリングの内容等について、本市が設置する「呉市斎場次期アドバイザー業務優先交渉権者選定委員会」（以下「委員会」という。）で総合的に評価し、評価点が最も高かった企画提案者を優先交渉権者、次点の企画提案者を次点交渉権者として特定する。ただし、評価項目「業務の実施方針」・「業務の実施体制」及び「提案テーマに対する企画提案（全3テーマ）」の評価点の合計が75点満点中6割未満である者、又は同項目の5つの評価点のうちのいずれかが各配点の2割以下である者は、特定しない。

(イ) 企画提案者が1者でも評価を行うものとし、企画提案者数に関係なく、「優先交渉権者なし」とする場合がある。

(2) 特定基準

別紙「企画提案特定基準」による。

(3) 評価結果

(ア) 評価結果については、令和6年8月13日（火）に企画提案者全員に書面で通知する。ただし、評価結果に関する問合せには一切応じない。

(イ) 優先交渉権者及び次点交渉権者については、事業者名及び評価点を本市ホームページにて公表する。

1.2 契約等

(1) 本業務の契約は、優先交渉権者と協議を行い、契約を行うものとする。ただし、見積金額は、企画提案書提出時の参考見積書に記載した金額を上限とする。

(2) 優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点交渉権者を契約交渉の相手方とする。

1.3 その他の留意事項

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本円とする。

(2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び4（1）を満たさない者は企画提案書を提出できないこととする。

(3) 提出された参加申込書、企画提案書は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の著作権は、その企画提案者に帰属することとする。

(5) 提出された参加申込書は、企画提案者の審査以外に参加申込者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 提出された書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開の対象となる。そのため、企画提案者は、企画提案書に同条例第9条第3号に規定する情報が記載されている場合は、様式3に非開示を希望する箇所を記載して、企画提案書の提出時に併せて提出すること。

(7) 参加申込書及び企画提案書の提出は、1参加申込者につき1申請とする。

(8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加申込書及び企画提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を

得なければならない。

- (9) 参加申込書及び企画提案書が書類不備で確認できない場合、参加申込書又は企画提案書を無効とすることがある。
- (10) 参加申込者（参加申込を予定している者を含む。）又はその関係者は、公示日から優先交渉権者を選定するまでの期間において、企画提案者の特定に関して、委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは、候補者を選定するものであるため、委託業務の具体的な内容については、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、2（3）を基本として発注者との協議に基づいて決定する。
- (12) 今後の社会経済状況の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をすることがある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (13) 企画提案書の作成等、プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加申込者、企画提案者の負担とする。